

奈良県議会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年七月三十日

奈良県議会議長 粒 谷 友 示

奈良県議会規程第二号

奈良県議会行政文書管理規程の一部を改正する規程

奈良県議会行政文書管理規程（平成十三年三月奈良県議会規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条を削り、第三条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（文書の作成）

第五条 第二条に定める基本理念にのっとり、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書（図画及び電磁的記録を含む。）を作成しなければならない。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（行政文書の管理の基本理念）

第二条 行政文書は、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、議会の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、適正な管理が行われなければならない。

別表中「第六条関係」を「第七条関係」に改め、同表行政文書の区分欄三の項ウ中「第九条」を「第十条」に改める。

附 則

この規程は、令和元年八月一日から施行する。